

労働かながわ

2020 3・4月号
No.724

かながわサポートケア企業を募集しています!

今後の一層の高齢化や介護を必要とする人の増加など、従業員の仕事と介護の両立に向けた取組は企業等にとって重要な課題です。

県では、県内企業等における仕事と介護の両立に関する取組を後押しするため、従業員の仕事と介護の両立支援を積極的に行っている優良企業等を「かながわサポートケア企業」として認証する取組を行っています。

< 認証を受けるメリット >

・県が認証企業をPR ・自社の広報などに認証マークを利用可能 ・入札参加資格における優遇措置

仕事と介護の両立に取組んでいる企業等を随時募集しております。また、応募方法や現在認証中の企業等一覧をホームページに掲載しております。認証企業のインタビューやその取組状況を掲載したリーフレットもホームページからダウンロードできますので、ぜひご覧ください。

詳細: <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/kaigo/ninsyou.html>

お問合せ先: 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労働福祉グループ ☎ 045-210-5736



女性活躍推進法が改正されました!

女性活躍推進法等の一部を改正する法律が令和元年6月5日に公布され、12月18日に施行期日が公布されました。改正内容は以下のとおりです。

1 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大 施行日:令和4年4月1日

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

2 女性活躍に関する情報公表の強化 施行日:令和2年6月1日

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、
(1)職業生活に関する機会の提供に関する実績
(2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
の各区分から1項目以上公表する必要があります。

3 特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設 施行日:令和2年6月1日

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設します。

事業主の皆さまにおかれては、上記の改正内容をご確認いただき、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。

詳細: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

お問合せ先: 神奈川労働局雇用環境・均等部 ☎ 045-211-7380

※受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

主な内容

- かながわサポートケア企業募集のお知らせ P.1
- 女性活躍推進法改正のお知らせ P.1
- 「神奈川なでしこブランド2020」認定商品を決定! P.2
- 令和2年度前期技能検定のご案内 P.3
- 「労働かながわ」広告掲載募集のお知らせ P.3

「神奈川なでしこブランド2020」認定商品を決定!

県では、女性の潜在力を多くの企業に理解していただき、女性の活躍を応援するため、女性が開発に貢献した優れた商品を認定する「神奈川なでしこブランド」事業を実施しています。

このたび、「神奈川なでしこブランド2020」を10件認定しました。

2月1日(土)に、マークイズみなとみらいで認定式を開催し、認定証を贈呈しました。また、同日、神奈川なでしこブランド事業の紹介とあわせて、「神奈川なでしこブランド2020」認定商品と、これまで認定された商品の一部を展示・販売しました。



【神奈川なでしこブランド2020 認定商品一覧】

1 食料品・飲料(5件)

	商品名	事業所名
1	焼いてありますシリーズ	有限会社早瀬幸八商店
2	もっちもち米しふぉん siffone (シフォオーネ)	L O V株式会社
3	ビターレスIPA	株式会社麦風堂
4	湘南ポモロン大福	有限会社湘南菓庵 三鈴 文教大学
5	横濱アイス工場の HALAL Ice Cream	株式会社小野ファーム 横濱アイス工房

2 生活・文化用品(1件)

	商品名	事業所名
6	さをり織り一点物グリーティングカード	エイムワイ

3 サービス(3件)

	商品名	事業所名
7	ママや妊婦のための訪問美容・出張カット	Trip hair salon HINATA
8	ユニバーサルエスコートマナー講習	神奈川トヨタ自動車株式会社
9	笑顔トレーニング	逗子メディスタイルクリニック

4 建物(1件)

	商品名	事業所名
10	なでしこ現場コンシェルジュ	株式会社富士防



※ 認定商品等の概要については県雇用
労政課ホームページで公開しています。

神奈川なでしこブランド

検索

●お問合せ先

神奈川県産業労働局
労働部雇用労政課
雇用対策グループ

TEL: 045-210-5744



令和2年度 前期技能検定のご案内

技能検定とは、働く人々の持っている技能を一定の基準によって検定し、これを公に証明する職業能力開発促進法に基づく検定制度です。

合格した方には、厚生労働大臣（特級、1級及び単一等級）又は、県知事（2級及び3級）から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

1 申請受付

4月6日（月）から4月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

神奈川県職業能力開発協会（横浜市中区寿町1-4、かながわ労働プラザ6階）で受付

2 技能検定職種

1級・2級＝園芸装飾、造園など41職種、3級＝金属熱処理など15職種、単一等級＝産業洗浄1職種

3 受検申請書用紙配布場所

神奈川県職業能力開発協会、県立産業技術短期大学校、各県立職業技術校、神奈川障害者職業能力開発校、各地域県政情報コーナーなどで、3月中旬から配布

4 お問い合わせ

神奈川県職業能力開発協会

電話 045(633)5419

神奈川県産業労働局労働部産業人材課技能振興グループ 電話 045(210)5720

「労働かながわ」広告掲載募集のお知らせ

令和2年度「労働かながわ」への広告掲載の募集を行います。広告の掲載を希望される方は、次によりお申し込みください。

(1) 「労働かながわ」の概要

時宜に応じた労働に係わる経済、社会の問題や労働情勢などの最新の情報を県内の労働組合や事業所の皆様に提供することで、円滑な労使関係、豊かな勤労者生活の実現に寄与することを目的に発行しています。

○ 発行回数等 年4回（6月、9月、12月、3月）

○ 発行部数 毎回4,100部（県内労働組合、県内事業所、県内団体等に配布）

(2) 広告募集内容等について

募集時期等	令和2年3月2日(月) から3月13日(金)
応募方法	募集内容、応募方法等詳しくは、上記の期間中に、県のホームページに掲載しますので、ご覧ください。 県のホームページ http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f3132.html (掲載期間3月2日～13日)

● 問合せ先 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労政グループ TEL: 045-210-5739

図書紹介



過労死

その仕事、命より大切ですか
牧内昇平
ポプラ社

ぼくは、タイムマシンのにのって、お父さんの死んだ、まえの日に行く。そして「仕事に行ったら、あかん」と、いうんや…父を亡くした6歳の男の子が語った言葉です。「過労自死」遺族取材した新聞記者が、11人の過労死にいたる過程を語りながら、仕事とは何かについて、自身の仕事への想いを顧みながら紹介してゆきます。そして、長時間労働、パワハラに苦しんでいる人々への、メッセージでもあります。



セクハラ・サバイバル

わたしは一人じゃなかった
佐藤 かつり
三一書房

「本書は、セクハラを受け、仕事も生活も打ちくだかれ、心身ともに追い詰められた一人の女性の闘いの記録であり、再生の物語です」(「はじめに」より) 著者は8年間にわたる度重なる労災申請、審査請求、再審査請求、行政訴訟を経て、2015年セクハラ労災行政裁判で画期的勝利を得た。その過程でセクハラ労災の認定基準の見直しに尽力、また、セクハラ問題を専門的に扱う労働組合「パープル・ユニオン」を結成、現在も幅広い女性支援活動を行っている。

I 全造船関東地協労働組合

全造船関東地協労働組合(青木直史執行委員長、約1,300人)は、11月16日、横浜市教育会館において、代議員、来賓等約50名を集め、第4回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 20春闘に勝利しよう
- 解雇撤回をはじめとするすべての争議・反合理化闘争に勝利しよう!
- 組織拡大を! 未組織の仲間を組合に
- 労災職業病・環境破壊をなくそう
- 脱原発を実現しよう
- 憲法改悪反対! 反戦反核平和の旗を高く掲げよう
- 「労働規制緩和」NO! 貧困・格差の拡大NO!
- 共闘の力をさらに強く
- 外国人労働者強制排除や「奴隷労働」に反対。ヘイトスピーチ阻止
- 戦後補償問題—今こそ解決のとき
- 権利基金・オルグ基金

【役員氏名】

執行委員長	青木 直史(住重追浜・浦賀分室)
副執行委員長	佐藤 忠広(いすゞ自動車分会)
〃	佐藤 祐子(しょうなん競輪労組)
〃	櫛田 督也(JAM労組)
〃	村上 敏(新・神奈川シティユニオン)
〃	日和田典之(よこはまシティユニオン)
事務局 局長	早川 寛(JFE鋼管分会)
事務局 次長	持橋 多聞(日本鋼管分会)
〃	村野 元清(よこはまシティユニオン)
〃	市川 力政(湘南ユニオン)
〃	風呂橋 修(いすゞ自動車分会)
〃	下山 友子(新・湘南ユニオン)

II 日本郵政グループ労働組合神奈川県連絡協議会

日本郵政グループ労働組合神奈川県連絡協議会(島辰夫議長、約12,000人)は、9月12日にオーズホテル横浜において、代議員、来賓等約100名が出席し、第12回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 組織拡大
- 組織基盤強化
- 新たな運動創造
- 平和・人権課題
- 労働条件改善の取組
- ユースネットワーク・女性フォーラム
- 神奈川退職者の会
- 組合員サポート
- 福祉型労働運動「JPsmile プロジェクト」
- 教育活動
- 広報活動
- 文化・レク活動
- 共済活動
- 「心ひとつに支援」(東日本大震災支援)
- 政治活動の展開

III 主要労働団体の機関開催

■連合神奈川

【第372回 五役会、第345回 執行委員会】
11月26日、第372回五役会、第345回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 委員の推薦等について
- 役員の仕事分担および専門委員会等の

委員、職務分掌について

- 政治活動の取組について
 - 2020年度の政策活動について
 - 2020春季生活闘争総決起集会について
 - 第91回かながわ中央メーデーについて
- 【第373回 五役会、第346回 執行委員会】
12月17日、第373回五役会、第346回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 役員の変更、委員の推薦等について
- 政治活動の取組について
- 連合神奈川2020春季生活闘争—1—について
- 2020中小学習会の開催について
- 連合神奈川労働審判員学習会の開催について

【第374回 五役会、第347回 執行委員会】
1月28日、第374回五役会、第347回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 役員の変更について
- 緊急時連絡体制について
- 連合神奈川「総対話活動について」
- 政治活動の取組について
- 連合神奈川における2020春季生活闘争方針(その2)
- 2020「連合アクション」の取組
- 平和行動等の取組について
- 女性委員会の取組について

■神奈川労連

【第3回幹事会】

12月7日、第3回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 20国民春闘方針第1次案
- 秋の拡大月間のとりくみ
- 神奈川労連結成30周年記念事業
- JAL解雇争議の支援について

【第4回幹事会】

1月8日、第4回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 第1回評議員会の議案について
- 未組織労働者むけアンケート20万枚のとりくみ
- フリーランス組織化のとりくみ状況
- 憲法改悪阻止・新署名のとりくみ方針

IV 主要労組の定期大会

■三浦半島地域連合

三浦半島地域連合(滋野秀昭議長、約20,000人)は、11月28日、ヴェルクよこすかにおいて、代議員、来賓等約80名が出席し、第29回年次大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 労働者の生活安定に向けた取組
- 三浦半島4市1町にむけた「政策・制度要求と提言」の取組
- 組織体制の強化、構成組織との連携事業の強化の取組
- 政策実現に向けた政治活動の取組
- 地域と協働した勤労者福祉活動・社会地域貢献活動の取組

【役員氏名】

議長	長 及川 政明(新・電機連合・三菱電機労組鎌倉支部)
議長	代行 酒井 一豊(全駐労・全駐労横須賀支部)
副議長	長 松本 好雄(基幹労連・住重労連横須賀地本)

〃 浅倉 圭一(新・自動車総連・日産労組追浜支部)

〃 許斐 正典(自治労・横須賀市職労)

〃 磯部 正見(JP日本郵便グループ労組三浦支部)

〃 抜井 健司(JAM・JVCケンウッド労組横須賀支部)

事務局 局長 篠原 恭久(JAM神奈川)

■三浦半島地区労働組合センター

三浦半島地区労働組合センター(佐藤治議長、約9,100人)は、11月18日、ヴェルクよこすかにおいて、代議員、来賓等約40名が出席し、第8回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 中小労組、未組織労働者、争議組合対策について
- 平和で住み良い街づくり、民主的な地方政治の推進について
- その他運動課題・共闘について

【役員氏名】

議長	長 佐藤 治(県高等学校教職員組合)
副議長	長 渡辺 健二(全駐労横須賀支部)
〃	明口 祥寿(新・三浦半島地区教職員組合)
〃	樺 亮(芝浦メカトロニクス労働組合)
事務局 局長	小原 慎一(三浦半島地区教職員組合)

■横須賀・三浦地域労働組合総連合

横三労連(松本静児議長、約4,000人)は、10月25日、県横須賀合同庁舎において、代議員、来賓等約40名が出席し、第30回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 運動の柱
 - 第1の柱 地域から国・自治体・財界に対し、悪政ストップ、要求実現の世論をつくる。
 - 第2の柱 自治体交渉などによる要求実現をめざす。
 - 第3の柱 住民団体・中小零細業者の団体との懇談・共同の広がりをつくる。
 - 第4の柱 地域労連の組織拡大強化をはかる。

2 運動の基調

- (1) 組織の拡大＝地域労連の組織的拡大強化。
- (2) 「労働法制の改悪に反対」、「最低賃金引き上げ」、アベノミクスの破綻から、すべての労働者の賃上げと、暮らしと雇用を守る。
- (3) 「憲法改悪阻止」、安倍暴走政治にストップを。
- (4) 消費増税に反対し、社会保障の拡充を。

【役員氏名】

議長	長 松本 静児(幹事会推薦)
副議長	長 西川 智幸(神奈川土建横須賀三浦支部)
〃	葉山 昭文(全国一般横須賀三浦地区協)
事務局 局長	田中 隆雄(よこさん合同労組)

労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が0件(15件)、終結は5件(15件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが1件(26件)、終結は5件(39件)でした。それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。 ※括弧内は、令和元年の累計件数です。

調整事件一覧(12・1月 申請・終結分)

事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
令和元年(調)第9号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業・郵便業)	令和元年8月2日	・休憩時間は休日としないことの確認 ・連続24時間に達していない休日を公休として扱わないことの確認 ・未払賃金の支払	令和元年12月16日	解決
令和元年(調)第10号事件	あっせん	使用者	株式会社(建設業)	令和元年8月20日	・団体交渉開催の促進	令和2年1月28日	打切
令和元年(調)第12号事件	あっせん	労働組合	株式会社(製造業)	令和元年9月17日	・減額分の賃金支払 ・過去2年分の人事考課の是正	令和2年1月14日	打切
令和元年(調)第13号事件	あっせん	労働組合	協同組合(漁業)	令和元年10月7日	・職場復帰及び復帰後の労働条件 ・自宅待機中の賃金補償	令和2年1月17日	打切
令和元年(調)第15号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業・郵便業)	令和元年11月7日	・解雇撤回	令和元年12月24日	解決

不当労働行為事件一覧(12・1月 申立て・終結分)

事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
令和元年(不)第9号事件	労働組合	株式会社(建設業) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	令和元年5月15日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示	令和元年12月9日	関与和解
平成30年(不)第17号事件	労働組合	合同会社(建設業) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	平成30年8月29日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示	令和元年12月11日	一部救済
平成30年(不)第1号事件	労働組合	医療法人(医療、福祉)	平成30年1月15日	・組合員の雇止め予告及び雇止め撤回、雇止めされてから職場復帰までのバックペイ ・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の揭示	令和元年12月24日	関与和解
平成30年(不)第13号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成30年7月24日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示 ・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止	令和2年1月8日	一部救済
令和元年(不)第22号事件	労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	令和元年10月29日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の手交、ホームページ掲載	令和2年1月31日	関与和解
令和元年(不)第26号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	令和元年12月17日	・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の揭示		

シリーズ 実務に役立つ労働判例

大阪市・大阪市高速電気軌道事件 大阪高裁令和元年9月6日判決 労働判例ジャーナル92号

1. 事案の概要

本件は、Y(大阪市交通局)の地下鉄の職員であるAとB(以下、まとめてX)が、交通局運輸部が制定した「職員の身だしなみ基準」の「髭を伸ばさず綺麗に剃ること。(整えられた髭も不可)」とした基準に反してひげを生やし、ひげを剃って業務に従事する旨のYの職務命令・指導に従わなかったため低評価となったことについて、本来支給されるべき賞与との差額とともに、Yの対応は国賠法上違法であると主張して損害賠償等(合計450万円)の支払いを求めた事案です。Xらは、当時は地方公営企業の地方公務員だったことから国家賠償法に基づく請求でした(その後、Yの地下鉄は大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)に改編)。

1審の大阪地裁(平31.1.16判決、労働経済判例速報2372号)は、Yが「職員の身だしなみ基準」を設けること自体については、一応の必要性和合理性があるとして、一切のひげを禁止する趣旨とする事はできず、とくに運輸長がBに対し、人事上の処分や退職まで示唆して、ひげを剃るよう求めたのは違法であるとしてました。また、Yが、平成25～26年度にわたり、Xらのひげ等を理由に、人事考課において減点評価したのは、使用者としての裁量権を逸脱・濫用するもので、Xらの人格的な利益を侵害しているとして、国家賠償法に基づく損害賠償(22万円)の支払いを命じました。Yが控訴し、Xが附帯控訴。

2. 判旨

控訴及び附帯控訴棄却

- (1) 本件身だしなみ基準は、職務上の命令として一切のひげを禁止し、又は、単にひげを生やしていることをもって人事上の不利益処分の対象としているものとまでは認められず、交通局の乗客サービスの理念を示し、職員の任意の協力を求める趣旨のものであること、一定の必要性及び合理性があることからすれば、本件身だしなみ基準の制定それ自体が違法であるとはいえない。Xらは、当時、地方公務員の地位にあり、職務を行うに当たっては、公務に対する市民の信頼を損なわないように遂行することが要請される立場にあった。Yが乗客サービスを理念とし、その一環として、ひげを含めた身だしなみを整えることを内容とする服務規定を設けることには、一定の必要性・合理性が認められるというべきである。
- (2) ひげに対する許容度は、交通局の事業遂行上の必要性とは無関係ではなく、一方、本件身だしなみ基準は、ひげを一律全面的に禁止するものと解することはできない。

本件身だしなみ基準のひげに関する記載等は、ひげを一切禁止し、繰り返しの指導に従わない場合には人事考課への反映も行うと理解され得る内容となっている。Xらの上司は、本件身だしなみ基準の制定により、職員に対しひげを剃るよう求める指導が可能となり、その違反は人事考課で減点の対象となると理解していたと認められる。運輸長のBに対する平成24年12月21日の面談の際の発言は国賠法上違法である。

- (3) 本件各考課は、Xらがひげを生やしていることを主たる減点評価の事情として考慮したものであること、したがって、上記評価が人事考課における使用者としての裁量権を逸脱・濫用したものであって国賠法上違法である。

3. 解説

本件は、Yにおいて服務規律が強化され、整えられたものも含めてひげの禁止が定められたことに端を発しています。そして、長年にわたりひげを生やしていたXらに対し、基準に基づきひげを剃って勤務するように命じ、これを拒否したXらの人事考課を低くしたため、賞与が減額されたものです。

本件判決も引用する郵便事業(身だしなみ基準)事件(大阪高判平22.10.27労働判例1020号87頁)は、髪型(長髪)やひげに関する服務中の規律は、私生活にも及び得るものであるから、そのような服務規律は、事業遂行上の必要性が認められ、その具体的な制限の内容が労働者の利益や自由を過度に侵害しない合理的な内容の限度で拘束力が認められるとし、ひげや長髪の職員を窓口業務から外し、マイナス評価を行ったことが人格権侵害に当たるとしています。

本件判決は、ひげは個人的自由に属すとした1審判決を踏襲しており、ひげに関する服務規律は、労働者の利益や自由を過度に侵害しない合理的な内容の限度で拘束力を認めるべきとしています。

ひげと身だしなみの問題は、古くは、イースタン・エアポートモーターズ事件(東京地判昭55.12.15労働判例354号46頁)において、ハイヤー運転手の口ひげが「ひげを剃り、頭髪はきれいに櫛をかける」との定め反するかが争われ、今よりもひげについて不寛容だった時代でも、上記規定で禁止されたひげは無精ひげとか異様、奇異なひげのみを指し、きれいに整えられたひげは同規定に違反しないとされました。

法政大学法学部 講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

いこいの村 あしがら から 特得プランのご案内

1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金: 1泊3食 9,900円～(税込)
特典: 翌日の昼食付き
翌日10:00～15:00 個室のご用意

2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金: 1泊2食 7,700円～(税込)
特典: 会議一日一回につきコーヒーサービス
※ご宴会プランも別途、ご相談受けします。

ご予約
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381
FAX 0465-82-2384
URL <http://www.ikoi.or.jp>

各プランご利用にあたって

- ・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。
- ・お部屋は全室和室となっております。
- ・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。
- ・1部屋4～5名様料金です。

センターに寄せられた労働相談事例

Q 創立後10年ほど経つ、100人規模の会社で労務を担当していますが、労働条件やパワハラ問題の改善を求める社内の労働組合と交渉を行っていたところ、会社側の対応に誠意がないとして、労働組合がストライキを準備しているとの情報が入りました。

労働組合は、その組合に加入していない従業員に対して、ストへの理解と同調を訴え、社内への立ち入りをしないように求め、ピケティング(会社の入り口の封鎖)を行う準備をしているようです。

労働組合に加入していない従業員や管理職が社内に入れなければ、業務を行うことができません。会社としてはどのように対応すればよいのでしょうか。

A 労働者は「雇われる」という弱い立場にあり、労働者個人では使用者と対等な立場になることは困難です。そこで、労働者は使用者と実質的に対等な立場になるために、労働組合を結成する場合があります。憲法では基本的人権の一環として、勤労者の団結権、団体交渉権、争議権を保障しており、また、労働組合法では、労働組合を保護するため、正当な活動に争議行為も含め刑事・民事上の免責を規定し、使用者による不当労働行為を禁止しています。



労働組合の正当な争議活動としてストが行われる場合、使用者側は、企業活動を継続しようとし、これに対し、労働組合がストの実効性を損なわないようにする目的で、スト実施中の事業所に非組合員等(別の労働組合の組合員等を含む)が立ち入ろうとすることを妨げるピケティングを行う場合があります。

労働組合は、あくまで平和的な方法(説得等)でピケティングを行うことが望ましいのですが、まれにスクラムなどの実力行使によりトラブルを引き起こす可能性も否定できません。

使用者側としては、事前に労働組合と話し合い、少なくとも非組合員等が社内に立ち入る場合のルールを取り決めるなど、ストに参加しない非組合員等がピケティングに対して就労のため無理に立ち入ることで生じる労働組合とのトラブルを避ける方策を検討する一方で、非組合員等の社内への立ち入りが困難となった場合のために、ストの解除に備えて、いつでも労務提供できるように待機するよう指示するなど、どのような対応をするのかあらかじめ使用者から非組合員等に対して、指示しておくことが望ましいと考えられます。

なお、ストが実施される場合に備え、事前に労働組合との協議によって、ストの予告手続きやストの対象となる組合員の範囲、スト中の保安要員の確保などの労使協定を締結することをお勧めします。

3月の街頭労働相談会のお知らせ

職場のトラブル等のご相談に、
かながわ労働センターの職員等が応じます。

無料
秘密厳守

日時	会場	問合せ先
3月3日(火) 10時~17時	綾瀬タウンヒルズ	県央支所
3月6日(金) 10時~16時	鎌倉市役所	本所
3月12日(木) 11時~17時	川崎駅北口自由通路	川崎支所
3月18日(水) 11時~17時	小田原ダイナシティイースト	湘南支所

* 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本所 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階 ☎045-633-6110(代)
川崎支所 川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 ☎044-833-3141
県央支所 厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階 ☎046-296-7311
湘南支所 平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館 ☎0463-22-2711(代)

* メールでの労働相談にもお応えしています。

かながわ労働センター メール労働相談 [検索](#)

iDeCo(イデコ)でセカンドライフの安心を。
〈中央ろうきん〉の

iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称[イデコ]

iDeCoは公的年金に上乗せする私的年金制度の一種です。

老後のために、
いま、できる、こと。イデコ！

iDeCoは3つの税制優遇

掛金全額所得控除

運用益も
非課税で再投資

受け取る時も
大きな控除



iDeCo普及推進キャラクター
イデコちゃん
(中央ろうきん)は、シンプルかつ低コストの商品ラインアップで
長期的な運用をサポート!

iDeCoの制度内容や運用商品ラインアップ等は
「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」でチェック!



動画による制度の
ご案内もあります！

<https://rokin-ideco.com/chuo/>



ろうきん 育てる年金

検索

今なら、うれしい期間限定の特典付き!

特典1 〈中央ろうきん〉
iDeCo特割キャンペーン!
※2021年3月末まで延長!!

詳しくは、「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」にて
ご確認ください。

特典2 iDeCoをお申込みいただいた方に
クオカード(500円分)を
プレゼント!

※2021年3月末までに正式にお申込みいただいた方
(加入者に限る)を対象とさせていただきます。

<iDeCo>のご加入に関するお問い合わせは
ろうきん i DeCo専用コールセンター

Tel : 0120-320-615

平日(月曜～金曜) 9:00～19:00
(土日祝日・振替休日、12月31日～1月3日は休業)



2020年2月1日現在

こくみん共済 NEWS

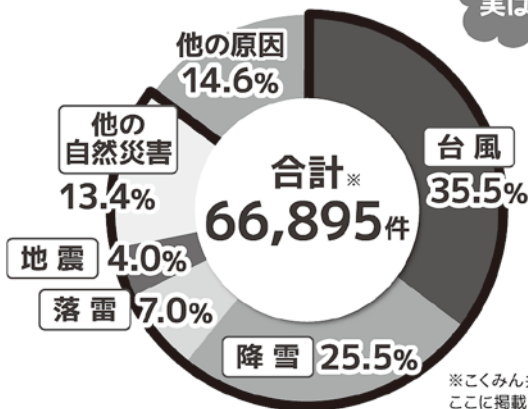
2019年6月、全労済から
「こくみん共済 coop」へ

住まいる共済 火災共済・自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

広告

自然災害への備えは充分ですか?

原因別お支払件数



実は...

共済金お支払いの
約85%が自然災害に
よるものです!

自然災害共済
をおすすめします!



※こくみん共済 coop 2017年度「住まいに関する共済金」原因別お支払件数
ここに掲載している内容は、制度の概要を説明したものです。詳細は「ご契約のしおり」などをご確認ください。

こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合会 coop

神奈川推進本部
(神奈川県労働者共済生活協同組合)

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。 14198011

労働かながわ

令和2年3月2日発行 第724号
発行所／神奈川県産業労働局労働部雇用労政課
〒231-8588 (住所不要)
TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)
FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対する
ご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームを
ご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。